

食品を扱う出店／出展の方へ

地球愛祭り 2015 in 東京への出店／出展をご検討いただき、誠に有難うございます。

当イベントでは、飲食物を扱う場合、渋谷区保健所への申請が必要です。

出店／出展要項を熟読の上、実行委員会まで申し込みと同時に必要書類をご提出ください。

食品販売をする場合は、テント設営が必須です。

調理販売ができるのは、ケータリングカーでの出店のみです。

販売可能な食品

- ・野菜、果物
- ・乾物類
- ・加工食品

加工食品は、許可された施設内で製造・加工・包装され、食品衛生法第 19 条の規定に従い適正な表示ラベル（下記諸注意（4）参照）を添付したものののみ販売できます。

- ・菓子（生菓子を除く。）
- ・缶詰・瓶詰めその他包装された加工食品

販売できない食品

- ・弁当、総菜、乳製品、食肉製品、魚介類加工品、生もの、瓶に入った飲料（物販ブースでの持ち帰り用の飲料は除く。）、その場で調理が必要なもの。

諸注意

- (1) テント内では調理にあたる行為はできません。
- (2) 販売はテント内で行ってください。
- (3) 食品及び包装は、衛生的に保管し、塵埃に汚染されないよう管理してください。
- (4) 販売物に添付するラベルの記載内容
 - ①製造者の住所
 - ②製造者の社名
 - ③製造者の氏名
 - ④消費期限
 - ⑤注意事項
 - ⑥渋谷区保健所が必要と認めた事項
- (5) 販売希望の食品が販売可能かどうか、又、表示が適切かどうかなどの判断は渋谷区保健所に従います。その結果、ご提出いただいた食品の変更・調整若しくは販売ができないこともありますのでご了承ください。
- (6) 試食、試飲についてはご相談ください。
- (7) 夏場のイベントです。衛生面には特に留意し、食中毒などを起こさぬよう万全の準備をお願いします。

発電機使用について

発電機は、ステージの音の妨げにならないよう防音機能の付いた機種に限り使用できます。

使用する方はご持参下さい。また、申込用紙に必ず記載をお願いします。